

令和８年度 毛呂山町産業まつり開催要領

1 名 称

「第３３回毛呂山町産業まつり」

2 目 的

本町の商工業及び農業を住民に広くＰＲするとともに幅広い相互交流の場を設け、地域振興及び地域産業の発展を図ることを目的とする。

3 開 催 等

主 催 毛呂山町産業まつり実行委員会

後 援 毛呂山町、毛呂山町議会、毛呂山町教育委員会、毛呂山町商工会、
いるま野農業協同組合、(一社)毛呂山町観光協会、株式会社もろ
やま創成舎、入間ケーブルテレビ、ゆずの里ケーブルテレビ、
(一社)埼玉県物産観光協会、東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社

テレビ



協力団体 (一社)毛呂山町観光協会、毛呂山町商工会商業・工業・サービス
業部会・青年部・女性部、(公社)川越法人会毛呂山地区会、毛
呂山町青色申告会、J Aいるま野各部会、毛呂山町農業関係団体、
交通安全協会、毛呂山町金融連絡会（順不同、敬称略）

4 開催期日（雨天決行）

令和８年１１月１４日（土）午前１０時～午後３時

１１月１５日（日）午前１０時～午後３時

5 開催場所

毛呂山総合公園（大谷木地内）

6 内 容

（１）商工部門

地元の商工業及び観光業などの相互交流の場を設け、地域理解、連帯及
び商工業振興の一助とする。

①部会参画コーナー

内 容 イ 商業部会コーナー

ロ 工業部会コーナー

ハ サービス業部会コーナー

ニ 青年部、女性部コーナー

②展示・即売コーナー

内 容 商工会員出店希望者による展示・即売

(2) 農業部門

収穫した農畜産物の展示・即売会を開催し、消費者の農業に対する認識を深め、生産者相互の情報交換、農業技術の改善及び農業者の経営意欲の増進を図ることを目的とする。

①農畜産物の展示・販売

②イベントの開催

(3) 行政部門

①関係団体による展示・イベント等の開催

7 出店申込

(1) 出店希望者は町内に事業所を有する者、または実行委員会が認めた者

(2) 出店希望者は所定の用紙に必要事項を記入の上、7月31日(金)までに商工部門は商工会へ、農業部門はJAいるま野毛呂山支店へ、行政部門は役場産業振興課へ提出すること

(3) アルコールの販売は酒販業者または酒造業者で、かつ町内事業者に限る

(4) 出店内容については、原則として自社・自店舗の販売品目に限る
ただし、実行委員会長の許可を受けた場合は、出店することができる

(5) 災害復興による出店については、発災から15年とする

8 出店料(1日出店するごとに掛かります)

(1) 区画(1小間 間口3.6m×奥行2.7m※テント含む) 5,000円

(2) 机(1台1.8m×0.75m) 1,200円

(3) 椅子(1脚) 300円

(4) 電気(1口) 2,000円

※ただし、実行委員会長の許可を受けた場合は出店料を減免することができます。

※出店者に対し駐車券を1枚発行する。申込区画数ではありません、

出店者駐車場の台数に限りがございますので、複数枚の駐車券は発行いたしません。

9 イベント

イベントは、各部門にて決定し、実行委員会で承認します。ステージ出演者や出演時間等については、実行委員会一任とさせていただきます。

10 届出

坂戸保健所(食品の販売)等の届出は、出店者説明会開催から2週間以内までに各部門に提出してください。

11 展示場及び看板装飾等

展示場及び即売店は、1小間を間口3.6m・奥行2.7mとし、展示品はこの仕切り内に収めてください。加えて、各店名等の看板類の掲示をしてください。

なお、店舗前の待機列が他店舗の運営や通行を妨げないよう、各店舗にて責任を持って列の整理を行ってください。また、飲食物等を販売される出店者はゴミ袋を必ず設置してください。

1 2 電 気

電気設備については、出店者の申込みにより100Vのコンセントを主催者が仮設いたします。産業まつり会場内では、実行委員会で設置している発電機以外の燃料を必要とする発電機は使用を禁じます。ただし、ポータブルバッテリー及びソーラ発電は使用可能とします。

申込時、必要ワット数を記入し、申込みください。（1000W毎に1口）なお、当日の口数追加や申込ワット数の超過の際は、利用をご遠慮いただく可能性がございます。また、会場全体の電気設備トラブル時、使用機器の確認をさせていただきます。申込内容と相違した使用が発覚した際、損失等は実費負担請求する可能性がありますので、余裕をもって申込みください。

1 3 給水設備

給水設備については、実行委員会が会場内に設置いたします。なお、排水（処理水）は指定された場所において、各出店者が責任をもって処理してください。

1 4 出品物等の管理

出品物等については、各自責任をもって管理してください。また、飲食物を販売する場合は食品の衛生管理を徹底してください。

1 5 搬入搬出

- （1）搬入は、当日午前7時から午前9時30分までに完了してください。
- （2）2日間出店される場合は、前日の金曜日午後3時から午後5時に搬入することも可能です。
- （3）搬出は、午後3時30分以降とし、本部より指示があったのちに搬出してください。なお、出品物中貴重品については、原則として日々持ち帰ってください。

1 6 宣伝広告

広告は広報もろやま、ポスター、チラシ、その他の方法により周知いたします。

1 7 会場清掃

出店者にはゴミ袋を配布いたします。また、会場の清掃については、各日とも終了後直ちに自店付近の清掃を行い、ゴミは各自必ず持ち帰ってください。なお、会場内にはゴミ箱等の設置を行いません。

1 8 出店販売

良質で格安にて販売をお願いします。また、売上金等のアンケートを報告して

ください。

1 9 会場使用上の注意

- (1) 開催区画においての盗難及び事故に対しては、一切の責任は負わない。
- (2) 会場敷地内は公共施設のため禁煙です。なお、会場外に喫煙所を設ける予定です。
- (3) 建物内の立ち入り禁止部分には入らないこと。
- (4) 残飯、使用済み油等については特に注意し、責任をもって処理すること。
- (5) 火気使用については十分注意し、出店者は消火器を必ず準備すること。
- (6) 既設工作物を破損した場合には、自己の責任において速やかに原形復旧すること。

2 0 事務局及び連絡先

毛呂山町役場産業振興課	電話	2 9 5－2 1 1 2 (内線 214)
毛呂山町商工会	電話	2 9 4－1 5 4 5
J Aいるま野毛呂山支店	電話	2 9 4－2 0 3 3